

**【宿泊事業者を中心とした観光施設・商業施設・観光事業者様向け】**

**「福岡型サステナブルツーリズム推進事業」**

**(A 群事業者)**

**募集要項**

**(1) 目的**

持続可能な社会の実現に向け、日本、そして世界中でも、政府や関連機関、民間企業等による様々な取り組みが行われています。また、観光産業においても、コロナ禍を経て観光を取り巻く状況が変化中、サステナブルツーリズムを推進する動きが活発になっています。今後福岡市では、本事業を推進することによって、福岡市の観光がより環境にやさしく、面白くなり、福岡市のブランド力が向上することを目指しています。

その為に、福岡市内の宿泊事業者、観光関連施設を対象に、実証実験を実施します。

**(2) 実施主体**

福岡市

**(3) 事業内容**

本事業は、「福岡型サステナブルツーリズム」確立に向けた意識醸成、基盤整備を目的とし、**福岡市内観光関連事業者様を対象に CO2 排出量可視化ツールの導入、サステナブルな観光コンテンツ造成に係わるコンサル等の支援**を行う事業です。

約 30 社の福岡市内の宿泊事業者、観光関連施設を対象に、参画事業者を募集します。

本事業を通して、事務局は、参画事業者のメリットにつながると考えられる提案や、連携可能な他事業者の紹介等を行います。

また、現状の参画事業者の「サステナブルツーリズム」に対する取組に関して、専門家を派遣しヒアリングするとともに、その改善につながる取組や事例紹介、提案を行います。

**(4) 条件**

以下のすべてを満たす事業者等であること。

- ① 福岡市内の宿泊事業者、観光関連施設であること。
- ② CO2 排出量可視化ツールの利用に必要なデータを提供すること。  
電気代、ガス代、燃料代、水道代、消耗品代(OA 機器除く)、外注費、手数料等  
※提供できないデータがある場合は、別途、ご相談ください。

- ③ 事務局が求める面談やマッチング商談に対して、可能な範囲で対応すること。  
※また、事例として、参画事業者の取り組みを事務局が運営するホームページや報告書への掲載させていただく可能性があります。事前に承諾をいただいた上で掲載をしますので、できる限り、ご協力をお願いします。

#### (5) エントリー方法

- ① 本事業ポータルサイト「募集 A」よりエントリーしてください。  
ポータルサイト URL  
<https://www.fukuokasustainable.com/>
- ② エントリーに際して、必要事項を記入ください。
- ③ 尚、募集期間は、2023年11月24日以降となっております。条件にマッチしたの宿泊事業者、観光関連施設に対して、12月1日以降、順次、支援決定のご報告を行います。
- ④ 参画事業者が30社になった時点で、募集は終了させていただきます。
- ⑤ 本事業を推進する際に不明な点や、判断に迷うことがある際には、事前に事務局に相談してください。

#### 事務局

福岡型サステナブルツーリズム推進事務局

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神3丁目11-1

天神武藤ビル 4F(東武トップツアーズ 福岡支店内)

担当:海田 西村 安里 伊藤

TEL:050-9001-8913

MAIL:fukuoka-city.sustainable@tobutoptours.co.jp

#### (5) 今後のスケジュール

- ・11月21日 サステナブルツーリズムセミナー in Fukuoka
- ・11月29日 エントリーの受付開始  
以降、必要に応じて事務局よりご連絡させていただきます。
- ・2月29日 伴走支援終了
- ・3月10日 報告書作成(ポータルサイトにて公開)
- ・3月20日 事業修了

## (6) 留意事項

以下の事業者は、本事業の対象外となります。

- ① 公序良俗に反する事業
- ② 法令に違反する及び違反する恐れがある事業並びに消費者保護の観点から、不適切であると認められる事業。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項号）第 2 条第 5 項及び同条第 13 項第 2 号により定める項第 2 号により定める事業。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある暴力団又は暴力団員と関係がある中小企業等中小企業等又はリース会社又はリース会社による事業による事業。